

千葉県九十九里沖における協議会（第1回）

日時 令和7年12月15日（月）13：00～14：30

場所 TKPガーデンシティ千葉 3階 「シンフォニア」
（千葉ポートスクエア ザキューブホテル千葉内）

○経済産業省（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまより再エネ海域利用法に基づく第1回千葉県九十九里沖における協議会を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、経済産業省資源エネルギー庁風力政策室長の古川でございます。よろしく願いいたします。

本日の会議は、一部出席者にはオンライン会議アプリを使って各自の職場や御自宅等から御参加をいただいております、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たりまして、主にオンラインで出席される構成員の方へ向けではございますが、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、発言いただく方のみカメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。御発言を御希望の際、チャット機能等を活用して御発言を御希望の旨御入力いただきますようお願いいたします。順次、座長のほうから「〇〇委員、御発言をお願いします」と指名をさせていただきますので、カメラとマイクをオンにいただき御発言いただけると幸いです。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明点等ございましたら何なりとおっしゃっていただければと思います。

経産省、国交省としましては、2019年4月に施行された再エネ海域利用法に基づき、

洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組ませていただいているところでございます。

後ほど資料を使いながら改めて御説明を申し上げますが、千葉県九十九里沖につきましては、2022年9月に有望区域として整理をさせていただき、再エネ海域利用法第9条の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいたところでございます。

同法及びこれらの経緯を踏まえ、経産省、国交省及び千葉県が合同で本協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整をいただき、本日の開催に至りました。

本協議会においては、同法及び同法第7条第1項、こちらは2019年に閣議決定をしておるものですが、こちらに基づき御協議をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

また、本協議会は、基本方針に基づき、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほど説明する本協議会の運営規程(案)に基づき座長より協議会に諮っていただき決定されることとなりますが、事務局といたしましては、会議の様子をユーチューブで録画配信をする、一般の方・報道関係者による傍聴を認めるといった方法を考えてございます。併せて、議事要旨及び議事録を作成し、公表することについても想定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本協議会の御出席者の皆様を私のほうから御紹介させていただきます。なお、御出席者の御紹介の間のみ、オンラインで出席されている方はカメラをオンにさせていただきますと幸いです。

それでは、まず、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター所長、佐渡様でございます。

○国土交通省（事務局）

国交省の佐渡でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、農林水産省水産庁資源管理部管理調整課計画官の馬場様でございます。

○農林水産省

水産庁の馬場でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、千葉県商工労働部部長、関様でございます。

○経済産業省（事務局）

同じく、千葉県商工労働部次長、吉川様でございます。

○経済産業省（事務局）

続きまして、山武市市長、松下様でございます。

○山武市

山武市長の松下でございます。よろしくお願い申し上げます。

○経済産業省（事務局）

続きまして、九十九里町町長、浅岡様でございます。

○九十九里町

九十九里町長の浅岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、横芝光町は、本日は代理の産業課長でいらっしゃる小川様、よろしくお願い
いたします。

○横芝光町

横芝光町産業課の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長、坂本様でございます。

○千葉県漁業協同組合連合会

千葉県漁業協同組合連合会の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、九十九里漁業協同組合代表理事組合長、小栗山様でございます。

○九十九里漁業協同組合

九十九里漁業協同組合の小栗山です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、銚子市漁業協同組合副組合長理事、和田様でございます。

○銚子市漁業協同組合

銚子市漁業協同組合、和田でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、海匠漁業協同組合代表理事組合長、伊藤様でございます。

○経済産業省（事務局）

続きまして、夷隅東部漁業協同組合代表理事組合長、滝口様でございます。

○夷隅東部漁業協同組合

夷隅東部の滝口です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、日本内航海運組合総連合会海務部長、逸見様でございます。

○日本内航海運組合総連合会

日本内航海運組合総連合会、逸見と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科嘱託教授の菊池様でございますけれども、本日は所用により御欠席と承っております。

続きまして、一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事、工藤様でございます。

○日本エネルギー経済研究所

工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、一般社団法人海洋産業研究・振興協会事務局長兼研究部長、塩原様でございます。

○海洋産業研究・振興協会

海洋産業研究・振興協会の塩原です。本日はよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、一般社団法人海洋エネルギー漁業共生センター理事、渋谷様でございます。

○海洋エネルギー漁業共生センター

渋谷です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、足利大学総合研究センター特任教授、永尾様でございます。

○足利大学

足利大学の永尾でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、オブザーバーの皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、経済産業省資源エネルギー庁燃料環境適合利用推進課課長補佐の井上様ござい

ます。

○経済産業省

資源エネルギー庁カーボンマネジメント課、井上でございます。よろしくお願いいたします
ます。

○経済産業省（事務局）

続きまして、環境省大臣官房地域政策課洋上風力環境調査室室長補佐、野玉様ござい
ます。

○環境省

環境省の洋上風力環境調査室ですが、本日野玉が急遽用事ができましたので、代わりに
同じ調査室室長補佐の山田が出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

続きまして、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ主幹研究員、
島様でございます。

○海洋生物環境研究所

海洋生物環境研究所の島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、銚子市企画課課長、飯笹様でございます。

○銚子市

銚子市企画課の飯笹です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、旭市環境課課長、大八木様でございます。

○旭市

旭市環境課、大八木と申します。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

最後に、いすみ市企画政策課課長、伊藤様でございます。

○いすみ市

いすみ市の企画政策課の伊藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

以上でございます。

それでは、ここで、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。まず、資料1として出席者名簿、資料2として配席図、資料3として協議会運営規程（案）、資料4として第1回千葉県九十九里沖における協議会、資料5として千葉県九十九里沖区域の概要図、資料6として千葉県九十九里沖協議会船舶航行安全に関する要望事項。あと、参考資料が4点についております。大部になっておりますけれども、まず、ちょっと長くなりますが、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、続いて参考資料2として海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン、参考資料3として一般海域における占用公募制度の運用指針、参考資料4として各協議会の意見取りまとめ、各海域のものがついてございます。もし不足等がございましたら事務局までおっしゃっていただければと思います。

それでは、続きまして、議題（1）本協議会の運営について、こちらは事務局である経済産業省、国交省及び千葉県として案をお配りさせていただきましたので、御説明をさせていただきます。

資料の3を御覧ください。こちらは、繰り返し申し上げている運営規程の案でございます。

第1章、総則でございますけれども、組織のところの第1条、再エネ海域利用法の規定に基づいて、千葉県九十九里沖について協議会を組織するというものでございます。

それから、第3条が目的、千葉県九十九里沖の区域について、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行うという目的になります。

続いて、第4条、協議事項でございます。次の各号に掲げる事項に関して協議、情報共有を行うということになっています。1つ目が促進区域の指定に関しますこと、2つ目は利害関係者との調整に関する事、3つ目が公募の実施に当たって留意をすべき事項、4つ目が発電設備の設置工事、発電事業の実施に関する事となっております。

そして、第2章、構成員です。

第5条です。構成員は、別表に掲げる者をもって構成すると書いてございまして、資料3の一番最後のページに別表をつけさせていただいております。

そして、第3章、座長及び副座長です。

第6条、協議会に座長及び副座長を置くということで、座長1名、副座長1名とさせていただきます。

次のページでございますけれども、3番目、座長は互選により選任する、副座長は座長の指名により選任するということが書いてございます。

第3章の残りのところに関しましては、座長、副座長の職務ですとか任期、辞任の場合の手續等が書かれてございます。

第4章、協議会の運営等となっております。

第10条は、基本原則です。協議会の運営は、再エネ海域利用法ですとか、本日お配りしております基本的な方針、促進区域指定ガイドライン、これらを踏まえて行うものとなっております。

第11条、協議会の運営についてです。まず、過半数の出席がなければ開催することができないとしております。

そして、3番目ですが、協議会の進行は座長が行うこととし、座長が御欠席の場合は副座長が進行を行うこととなっております。

4番目、5番目については、協議会の構成員は関係行政機関の長や協議会の構成員以外の方に対して必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるとしております。

6番目、協議会は原則として公開で開催するとしております。

7番目ですが、協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲で認めるとしております。

続きまして、第12条、議事要旨、議事録についてですけれども、議事要旨及び議事録を作成しなければならないとしております。そして、議事要旨、議事録に記載する内容が一、二、三、四とありまして、その次の算用数字の3番ですけれども、議事要旨と議事録は公開をするとしております。

そして、第13条、協議結果の尊重義務になっております。協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないとしております。

第5章は、事務局です。

第14条ですけれども、協議会の事務を処理するため、経産省、国交省、千葉県庁が事務局を担うとしております。

そして、第6章、雑則です。

構成員の責務についてですが、第16条、協議会の構成員は、本日もお配りをしております運用指針において、「公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者」でないことを公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性、競争性の確保に努めなければならないとしております。

以上が、資料3、本協議会の運営規程（案）でございます。

ここで、今御説明した運営規程（案）の第6条以降を改めて御覧いただければと思います。第6条に基づきまして、座長等の選任をさせていただきたいと思っております。

本協議会には、座長、副座長を置くこととし、座長については互選により選任されること、副座長は座長の指名により選任されること、第7条では座長が会務を総理すること、また、副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときはその職務を代理することとしております。先ほど申し上げたとおりです。

それでは、この規程に基づきまして、座長の互選に入らせていただきます。

本協議会の座長について、御推挙ございますでしょうか。

渋谷様、よろしく申し上げます。

○海洋エネルギー漁業共生センター

私からは、永尾先生を御推薦したいなと思っております。永尾先生は長年にわたって風力発電に関する研究に取り組んでこられていまして、国内外の洋上風力発電に関する最新の動向

にも詳しいことから、本協議会の座長に御就任いただくのがよろしいかと思っています。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

今お聞きいただきましたように、渋谷委員のほうから永尾委員を座長に御推挙されるとの御意見がございました。この御意見に御異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。それでは、永尾委員に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいと思います。

永尾委員、よろしく願い申し上げます。

○足利大学（座長）

ただいま御推挙いただきました永尾でございます。僭越でございますが、座長を務めさせていただきますと思います。

早速ですが、先ほど御説明があったとおり、副座長については座長が指名するとなっております。私からは、海洋産業研究・振興協会事務局長兼研究部長の塩原泰様を御指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

また、協議会の公開の方法について、先ほど事務局より説明がありましたが、会議の様子はユーチューブで録画配信すること、一般の方、報道関係者による傍聴を認めること、議事録及び議事要旨を公開するという方法を取りたいと思います。

では、先ほど御説明いただいた運営規程（案）に関しまして、このとおりとしたいと思います。よろしゅうございますか。

では、そのようにさせていただきます。本協議会の運営規程は、事務局案のとおりになりました。

次は、議題の2、説明・意見交換に入りたいと思います。

本日は、配付資料を事務局から御説明いただき、構成員の皆様方からの御意見、御質問を承るという形で進めさせていただきます。

それでは、早速事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

それでは、資料4、第1回千葉県九十九里沖における協議会、こちらの資料をお手元に置いていただければと思います。

まず、洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要ですけれども、ページをおめくりいただいて3ページ目の資料でございます。

導入の意義でございますけれども、下のほうに①、②、③と大きく3点挙げさせていただいております。

まず、①の導入拡大のポテンシャルでございますけれども、今、我が国においては、再エネ発電設備について、立地制約上なかなか開発の適地の確保が難しいという状況がございますが、洋上風力に関しましては、我が国は海洋国家であって、四方を海に囲まれ、領海・EEZを含めれば世界第6位の面積を誇るという観点から、導入拡大のポテンシャルが高いのではないかと申し上げます。

②の将来的なコスト低減でございます。今、足元では、特にウクライナの紛争とかを契機としまして、事業コストが上昇というか、コストアップが指摘されてございますけれども、欧州の事例等を踏まえれば、長期的には国内に工場ですとか関連のサプライチェーンを整備することによって輸送コストを抑えたり、ないしは金利の影響を軽減したりとか、コスト低減が見込まれるのではないかと、欧州において起きたような事象を日本においても期待できるのではないかと考えております。

③の経済波及効果でございます。洋上風力発電設備は、部品数が大変多く、ないしは事業期間が長期にわたって、メンテナンスの作業とかも20年、30年続くものですから、地域ないしは国内経済全体への波及効果が非常に期待できるのではないかと申し上げます。

こういったことを背景に、エネルギー基本計画の中でも洋上風力発電を再エネの主力電源化に向けた切り札と位置づけさせていただいているところでございます。

続いて、4ページ目、再エネ海域利用法の概要でございます。

海域利用法は、2019年の4月に経産省・国交省の共管として施行をさせていただいております。

左の下のほうに課題を3つ挙げておりますけれども、まず課題の①として、海域利用に関する統一ルールがなかったということでございます。

課題②として、先行利用者、主に漁業者の皆様でございますけれども、調整の枠組みが不明確だったという課題。

課題③として、高コストであったという、主に大きくこの3点がございました。

それを受けて、再エネ海域利用法では、まず課題①に関しましては、国のほうで実施区域、特に促進区域を指定させていただくことで選定事業者には30年の長期占用が可能となる、それによって事業の安定性を確保できるということでございます。

課題②につきましては、まさしく今この場がそうでございますけれども、区域ごとに地元の漁業者の皆様、自治体の皆様、地元の関係者の皆様に入らせていただいて法律に基づく協議会を設置するということでございます。

あと、③のコストに関しましては、事業実施内容に加え、価格によって公募の提案があったものについて審査・評価を行っていくということでございます。

続いて、ページをおめくりいただいて、基本方針の4つの目標でございます。

下のほうに4つ挙げておりますけれども、まず1として、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現でございます。

続いて、2、海洋の多様な利用等との調和。漁業等との共存共栄、こちらに関しては、繰り返し申し上げておりますけれども、洋上風力を進めるに当たって極めて大事な事項と考えてございます。

3、公平性・公正性・透明性の確保でございます。これらによって、適切な競争環境を実現するというところであります。

4、計画的かつ継続的な導入の促進。以上でございます。

続いて6ページ目、再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れでございます。

左から御説明をすると、まず、毎年都道府県の皆様のほうから、我々、情報提供というものをいただいております。それを踏まえて、関係省庁との間で協議をさせていただいて、まず準備区域に関しましては相当程度の確率で整理をさせていただき、有望区域につきましては左下にあるような要件に基づいて整理をさせていただいております。

その上で、有望区域になりましたら、今日この場のような法定の協議会を設置させていただいて、御地元としての御意見を取りまとめた上で、経産・国交大臣による

促進区域の指定、それを受けて事業者公募の実施、そして審査を経て事業者を選定し、経産大臣による特措法認定、国交大臣による区域占用許可、そして建設工事等を経て運転開始と、こういう流れでございます。

続きまして、次のページが、今申し上げた促進区域・有望区域・準備区域の指定・整理の状況でございます。

続きまして、8ページ目です。促進区域の指定基準の概要ですけれども、法律の第8条第1項を下のほうにつけさせていただいております。

まず、第1号で、自然的条件と出力の量。気象、海象その他の自然的条件が適切であるかという観点でございます。

第2号、航路等への影響。こちらは、航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼさない、再エネ発電設備を適切に配置することが可能、こういった観点です。

第3号が、港湾との一体的な利用でございます。

第4号、系統の確保。

第5号は、漁業への支障。漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとしてございます。

第6号は、ほかの法律における海域及び水域との重複でございます。

ページをおめくりいただいて、9ページ目が、法律に基づく公募の審査・評価の全体の流れでございます。

まず、価格（120点）、事業実現性に関する要素（120点）という2つに大きく分けてございまして、右側の事業実現性に関しましては、さらに事業の実施能力（80点）、地域との調整、地域経済等への波及効果（40点）と配点をさせていただいております。最後の40点の中では、関係行政機関の長等との調整能力、周辺航路、漁業等との協調・共生、地域経済への波及効果、この30点を当該海域の知事に評価をいただくことになってございます。

これらの審査によって、外部有識者による第三者委員会のほうで評価をし、かつその評価においては、法定協議会での取りまとめ内容が適切に反映されているか、こういった観点も見させていただくこととしております。

こういった中身で審査・評価をさせていただいておりますけれども、下に米印につけておりますが、現在、今年の夏に、第1ラウンド、三菱商事のコンソーシアム、SPCが撤退をしたという点を踏まえて、いかに事業を完成させるかという観点で、国の審議会にお

いて公募制度の見直しについてまさしく議論中でございます。なので、こちらの内容も何らかそういった変更が見込まれることは御了承いただければと思います。

それでは、10ページ目、促進区域内海域の占用についてですけれども、こちらは国交省のほうに御説明いただきたく思います。

○国土交通省（事務局）

国交省の佐渡でございます。

10ページ目、促進区域内海域の占用についてでございます。

記載のとおりではございますが、まず促進区域内の海域で占有を行うためには国土交通大臣の許可が必要となります。

国土交通大臣は、風車などの発電設備の設置に係る占有を許可するに当たって、公募によって選定された事業者が本協議会の構成員であります関係漁業者の了解を得ることを許可の条件としております。

その次に、占有許可の対象とならない行為でございます。

まず、漁業に関する行為につきましては、基本的に一時的なものであり、占有許可を受けることは必要としておりません。漁業に関する行為には漁網等の設置が含まれておりまして、容易に移動可能な養殖に使用されるもの、あと定置網についても対象となります。ただ、漁業用工作物や魚礁の設置については占有許可の対象になることもありますので、占有許可が必要かどうかにつきましては個別に国交省のほうに御相談いただければと思います。

最後に、占有料につきましては、発電設備の投影面積、ケーブルの長さ、また魚礁の設置面積等に基づいて算定されることとなります。

このページは以上でございます。

○経済産業省（事務局）

続きまして、今般の協議会についてでございますけれども、12ページ目の法定協議会の位置づけでございます。

下のところに協議会の基本方針上の位置づけが書いてございますけれども、大事なところなので説明申し上げますと、海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があ

るため、経産大臣、国交大臣、関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。

このため、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経産大臣、国交大臣及び関係都道府県知事は、再エネ発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。

また、経産大臣、国交大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映することなどにより、その協議の結果を尊重することとする。

なお、経産大臣、国交大臣及び関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミングごとに協議会等を適時設けることとする。

さらに、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、協議会は原則として公開で行うこととする、このように基本方針上規定をしてございます。

続きまして、13ページ目ですけれども、協議会の意見の取りまとめの内容でございます。

左下のほうに、選定事業者に求める事項として1から4まで4点、地域・漁業との共存共栄策の実施、漁業影響調査、発電設備の設置・運営に係る留意点、環境配慮、こちらを取りまとめていただくことを想定しております。

また、右側の地域の将来像ですけれども、こちらに関しましては、最近の第2ラウンドですとか第3ラウンドの各海域におかれましては、洋上風力を通じてどういう地域を描いていくか、つくっていくかといったことを御議論いただいて、取りまとめの中に盛り込んでいただく、こういったことをしていただいておりますので、紹介をさせていただきます。

続きまして、14ページ目ですけれども、漁業影響調査の考え方でございます。

協議会においても、地域の漁業の特性等を勘案して、調査の方法及び考慮すべき事項を「漁業影響調査の考え方」として整理をいただければと思います。

下のほうに、新潟県村上・胎内の例をつけておりますけれども、魚種・調査時期ですとか、評価の指標、評価の方法、どのように調査をしていくのか、こういったところを整理いただくとともに、下のほうにグラフがいくつかついておりますが、発電事業実施の前と

後、ないしは区域・海域の中か外か、こういったところでトレンド、傾向が同じであるか。こういったことを確認して、もし海域の外側も同じようなトレンドであるならば、例えばですけれども洋上風力の影響というよりは温暖化の影響ではないかとか、こういったところを分析することを新潟県村上・胎内市の例では盛り込んでいるところがございます。

続きまして、15ページ目以降ですけれども、他区域の協議会の開催・運営についての例を16ページ目以降でつけさせていただいております。

16ページ目、17ページ目は、第3ラウンドの山形と青森の事例、あと直近の北海道の事例もつけさせていただくとともに、最後のページでは、同じ県内ということで銚子の取りまとめの概要もつけさせていただいております。

それでは、続いて、資料5の説明も私のほうからさせていただければと思います。千葉県九十九里沖区域の概要図でございます。

まず、ページをおめくりいただいて、図集①となっているところですが、こちらは海域の位置をお示ししたものになっています。一点鎖線で囲われているところが現在検討されている有望区域に当たります。

続きまして、次のページ、図集②ですけれども、自然的条件の中でも風況について示したものでございます。この海域を見ていただくと、オレンジのところ position しております、およそ7.5から8メートル毎秒の風況があるということになっております。

続いて、次のページ、図集③ですけれども、こちらは水深を示したものです。有望区域のところを御覧いただくと、大体水深が30メートル前後のところ position しているということでございます。

そして、図集④ですけれども、こちらは船舶の通航量をお示したものです。例えば、青いところは1月当たり6から30隻という船舶の通航量になっております。

そして、最後、図集⑤でございますけれども、見にくいかもしれませんが、港湾区域、漁港の区域、海域保全区域、低潮線保全区域というものをつけさせていただいております。

こちらについて、千葉県さんから補足説明があるということなので、お願いをしたいと思います。

○千葉県（事務局）

ありがとうございます。千葉県商工労働部の吉川でございます。

今資源エネルギー庁の古川室長のほうから御説明をいただきましたとおり、再エネ海域

利用法の第8条第1号から第6号に掲げている基準に適合するかというところで、先ほど資料5で見ていただきました2ページの風況、3ページの水深、この自然的な条件を満たしているところ、また4ページに記載をさせていただいております船舶の通航量、これも月31隻未満であるということ。

また、5ページ目に記載しているとおり、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、こういったものとの重複はないということを確認しているほか、その他にも、建設基地港として想定されております鹿島港、またメンテナンス港として想定されております名洗港、こういったものを利用することができるということも確認しております。

加えて、特に重要な漁業の操業状況というところに関しましては、この海域におきましてはまき網漁、小型機船の底引き網漁、またまき刺し網漁、固定式の刺し網、またタコつぼ、はえ縄、こういった漁業が操業されていると認識をしております。ここでイワシ、イナダ、またヒラメ、マダイ、タコ、こういったものが漁獲をされていると認識をしております。ですので、こういった漁業を操業されている漁業者の方々、また漁業者の方々が所属されている組合様、また県漁連様と調整をさせていただきまして、少しいびつな形にはなっておるんですけれども、先ほど見ていただきました破線部分の有望区域ということで、県のほうから2022年に情報提供させていただき、再エネ海域利用法に基づく条件にも合致していると認識しておりますので、その点補足をさせていただければと思います。

以上でございます。

○足利大学（座長）

説明どうもありがとうございました。

今までいただいた御説明の中で、構成員の皆様から御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。この後に、また御希望とか要望、不安というのは別途御指名申し上げて御意見をいただくことになっておりますが、ここでは御質問がありましたらお願いしたいと思います。御質問のある方は挙手していただけますか。

逸見様、お願いします。

○日本内航海運組合総連合会

日本内航海運組合総連合会の逸見と申します。御説明ありがとうございました。

資料5の図集④に関して、弊会から提出させていただきました資料6と併せて説明をさせていただきますんですけども、先ほど御説明をいただいたところに関しましては、図集④にある海域に関して船舶の航行数は少ないということでしたが、こちらのほうで使われているデータに関しましては、船舶の自動識別装置、いわゆるA I Sを設置している船舶に関してのみここに図示されているものになります。

内航貨物船で言いますと、100トン以上の貨物船が大体3,500隻ございます。しかしながら、499トン以下のA I Sの設置義務のない船舶は六十数%ございます。ということで、ほとんどの小型船舶に関しては、自動識別装置の搭載義務がないというものになります。

というところで、弊会のほうから提出させていただいております資料の6、まず3ページ目を見ていただきたいと思いますが、県のほうに提出させていただきました右側が2020年6月の資料ということになるんですが、左側に2月の資料を掲載させていただきました。

2月の資料を見ていただきますと、6月に比べて青い線が陸側にかなり入っているというのが分かると思います。これは、冬の時期において、小型の船舶がしけを避けるために陸側を航行しているというものになります。ということで、先ほどの図集④の資料に比べると大きな違いがあるということがここで御認識できるのかなと思います。

また、その前の2ページ目を見ていただきますと、2017年の数字になるんですけども、実際にこの線1つ1つ、1隻ずつ船が走ったというものになります。当該海域において、A I S搭載船だけでも大体20隻から30隻ぐらい航行実態があるということが分かります。

A I Sの非搭載船に関しましては、特に小型船、この海域をそれ以上に走っているということが容易に想定されると思いますので、この点に関しまして、先ほどの図集④の認識と我々の認識が大きく違っているということをここで述べさせていただきたいと思います。

また、資料の3ページ目にもう一度戻っていただきたいんですけども、千葉県における海域におきましては、赤で囲っているところ、①が千葉県のいすみ市沖、②番が九十九里沖、③番が銚子沖となっておりますが、船のほうは大体犬吠埼と八幡岬、これは主要な灯台があるんですが、ここを一直線のコースで走ってくるということになるんですが、先ほど申し上げたとおり、冬の間に関しまして陸側を走るような形になります。そうすると、現在、例えば八幡岬のほうから犬吠埼のほうに向かう船は、中側を走る際にいすみ市沖の海

域の陸側の設定海域じゃないところ、1.4NMと書いてあるここを通過して、その後九十九里沖を通過して、また犬吠埼の銚子沖の海域に向かっていくということで、複数回変針をするということになります。変針するということになると、ここを走っている船はお互いの見合い関係が発生するので、衝突義務が発生するということになりますので、今後検討会において、他の海域も合わせて船の安全運航に関して御検討いただきたくよろしくお願いいたします。

以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。これに関しましては、後でまとめて回答させていただきたいと思います。

ほかにごありますか。ようございませうか。

では、今の議題に関しまして、構成員の皆様から洋上風力発電に関しての期待、不安、御意見、御要望など、コメントを頂戴したいと思います。順次こちらからお示しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、その中に御質問等も入ると思いますが、それはまとめて最後に事務局から回答させていただきますと思います。

では、最初に、九十九里漁協、小栗山様、いかがでしょうか。

○九十九里漁業協同組合

九十九里漁業協同組合の小栗山でございます。九十九里の地先を預かる漁協といたしまして、第1回協議会開催を歓迎します。

私ども九十九里漁協は、2市4町1村という広域にわたる砂浜・海岸を拠点として漁業を行っております。この地域にとって、漁業は基幹産業であり、地域の生活と文化を支える柱でございます。

九十九里の沖合は、黒潮と親潮が交差する有数の好漁場であり、江戸時代から続くイワシ漁は、今もまき網を中心として盛んに行われています。また、九十九里ジハマグリは年間500トン以上の安定した水揚げをしております。

このため、洋上風力発電の導入に当たり、漁業者の生活や操業、そしてこの海域の影響を最小限にするため、まず漁場環境の保全と地域の実態を十分に踏まえた漁業振興策、ま

た地域振興策を立案すること、当海域は一般海域でもあり、漁業や航行の安全確保に向けた十分な調整・取組をすることを強く要望いたします。

当組合は、10年近くにわたって洋上風力発電に関する検討を重ね、調整を進めてきました。そうした状況を踏まえて、スピード感を持って議論を進めていただきたいと思います。

さらに、本年9月に九十九里沖が特定区域として指定されたCCS事業の検討も進んでおり、洋上風力発電事業とCCS事業を一体的に進めていただきたいと思います。

最後に、漁業者の理解を得るため、この豊かな九十九里の海を、イワシやハマグリをはじめとした地元の水産資源を守り、地域を盛り上げる事業となるよう、事業者には丁寧な情報提供と対話の場を確保していただくようお願い申し上げます、簡単ですが私の意見とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、銚子市漁協、和田様、お願いいたします。

○銚子市漁業協同組合

銚子市漁協の和田です。銚子市漁協としては、九十九里沖の事業の推進には賛成であります。

また、レイアウトについては、漁業の操業に影響のないよう配慮をお願いしたいと思います。

また、漁業共生については、漁業者と事業者の信頼関係を築き上げて推進していただきたいと思います。

以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、海匠漁協、伊藤様、お願いいたします。

○海匠漁業協同組合

海匠漁協の伊藤でございます。カーボンニュートラルの実現に向けて、洋上風力発電事業の重要性は理解しており、当組合としても九十九里沖の事業の推進には賛成であります。

洋上風力発電事業の推進に際しては、漁業への操業に対する影響がないよう進めていただきたい。特に、当組合の組合員も九十九里沖の海域でまき網や固定式刺し網、小型底引き網、引き縄など多様な漁業を操業しており、事業者には漁業や地域との共生を第一に考え、我々漁業者としっかり丁寧に話し合いながら事業を進めていっていただきたいと思っております。

なお、当組合の地先である旭市沖についても洋上風力発電の導入を検討しており、本年10月に準備区域に整理されたところであります。九十九里沖の法定会議の議論が進んでいくことは、旭市沖にとっても参考になるものと理解しております。どうぞよろしく願います。

以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、夷隅東部漁協、滝口様、お願いいたします。

○夷隅東部漁業協同組合

夷隅東部の滝口です。当海域におきましては、私も漁業者の一端であるまき網でありますけれども、夷隅東部の漁業者としても、まき刺し、タコつぼ、引き縄、はえ縄、その他のいろいろな魚種においてこの海面の利用を図っております。

実質、当協議会の中での協議を、うちのほうの組合員も協議の上では容認するという姿勢を取っておりますので、きちんと協議をされた上で進行させていただければと。

基本的に考えると、利用する海面が基本であって、それに付加して漁業者がいろいろ絡んでくるということであると、事業を進行する上での懸念、また竣工後も懸念は尽きないものだと思いますので、協議の姿勢はできるだけ崩さないままお願いできればと思います。

当組合としても、事業に関しての推進は進めていきたいものと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

次に、千葉県漁連、坂本様お願いいたします。

○千葉県漁業協同組合連合会

千葉県漁連の坂本です。ただいまそれぞれの関係漁協の方々から発言がありましたので、千葉県漁連としてはそれぞれの漁協の考え方及び要望等についてさらに付け加えることはございません。それぞれの漁協の考え方を尊重していただければと思っております。

ただ、同じ千葉県内での話でありますので、千葉県には銚子の先行事例がありますので、漁業共生策等については銚子の先行事例に従うというようなこと、それを尊重してもらうというようなことでバランスを取っていただければと考えております。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

九十九里町、浅岡様、お願いいたします。

○九十九里町

九十九里町長の浅岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、協議会に当たりまして、本町の基本的な考え方を簡単に申し述べさせていただきます。

九十九里町は、漁場と美しい海岸景観に恵まれ、漁業、農業、観光が支え合いながら発展してきた地域であります。こうした自然環境と地域資源は、将来にわたり守り、次世代に伝えていくべき大切な財産であります。

現在、人口減少や産業構造の変化が進む中、時代に沿って地域の特性を生かしながらどのように持続可能なまちづくりをしていくのかが重要な課題となっております。再生可能エネルギーの導入は、脱炭素社会の実現や地域活性化に資するものとして期待しておりますが、洋上風力発電につきましては、漁業や観光との調和、自然環境や景観への配慮など、慎重な検討が進められる事業であります。町としましては、町民の理解と協力を得ながら丁寧に議論を進めてまいります。

そして、本町の基本的な考え方として、次の5つがあります。

1点目に、漁業関係の皆様との信頼関係を最も重視します。漁場環境や水産資源への影響を的確に把握し、漁業継続に支障が生じないよう十分な調査と対策を求めてまいります。

2点目に、本町の基幹産業である漁業との共存が不可欠です。漁業への影響を最小限に抑える取組を求めるとともに、漁場環境の保全や漁業振興に資する施策にも対応していただきたいと考えております。

3点目として、生活環境や自然環境、景観面への配慮が必要です。鳥類や海洋生物への影響、漁船からの視認性、夜間照明などについて、十分な調査と検討をお願いしたいと思っております。

4点目としまして、本事業が地域振興や雇用創出の機会となることを期待します。建設や維持管理などにおいて、地域企業等が参画できる仕組みづくりが重要と考えております。

5点目といたしまして、事業の進捗や環境への影響について、住民や漁業関係者への丁寧で分かりやすい説明と意見交換の場の確保に取り組むことが重要と考えております。

本町としましては、これらの国、県の進める施策に沿って地域との調和を図りながら、再生可能エネルギーと地域振興の両立を目指してまいりたいと考えております。本事業が町の発展に寄与することを期待しております。

以上、簡単ではありますが、本町の考え方を述べさせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、山武市、松下様、お願いいたします。

○山武市

山武市長の松下でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。

まず、本市では、2050年までに市内のCO2排出量実質ゼロを目指すべく、令和2年6月にゼロカーボンシティを宣言しております。ゼロカーボンを目指す中で、本市の再エネポテンシャルはやはり太陽光発電が中心となりますが、本市の特質といたしまして、サンプスギの故郷でありますことから、二酸化炭素の吸収源である森林を多く有しております。

太陽光発電につきましては、用地の関係から林地開発での事業化が多く見受けられ、再

エネ促進の一方で環境破壊という相反する側面があり、非常に悩ましいものがあるというように感じておりました。そのような中、再エネ海域利用法の施行によりまして洋上風力発電が促進されますことは、九十九里沖の太平洋に面する本市としてはゼロカーボンへの動きを一気に加速するチャンスと捉えております。

洋上風力発電につきましては日本の国家プロジェクトと理解をしておりますが、資源に乏しいとされる我が国において、海に囲まれた島国の特性や、先端性あふれる発想や、細やかな技術力を生かし、今まさに底力を見せるときであると、一地方の首長でございますが期待と希望を持って状況を見守っているところでございます。

さて、このたびの九十九里沖の風力発電事業に対してですが、現在の有望区域としては離岸距離約10キロの海域ということであり、事が進めばそのまま促進区域ということになろうかと思えます。こちらの区域における本市の漁業への影響につきましては、九十九里漁業協同組合管轄の成東・蓮沼漁業関係者への影響が考えられます。

想定海域での漁船の操業への影響はもちろんといたしまして、本市の特性からすると、ハマグリを中心とした採貝漁業への影響も十分考慮いただきたいところでございます。

また、砂浜に関して言えば、皆様御承知かと思えますが、日本を代表する砂浜海岸であります九十九里浜への影響についてです。特に本市においては、国際環境認証ブルーフラッグを取得している本須賀海水浴場がございます。

洋上に立つ風車の景観上のことも気になりますが、九十九里浜は今まさに侵食により砂浜が後退しておりますので、砂浜の保全は重要な課題となっております。九十九里浜につきましては、漁業、観光、いずれを取っても大変貴重であり、重要な資源でありますので、かかる影響につきましては十分御配慮をいただきたくお願いを申し上げます。

こういった問題を含め、本協議会においては、利害関係者の声にも耳を傾けながら、地域との共存共栄が図られるものをつくり上げていくと理解をしております。そして、地域との共栄で考えますと、地域振興に対し非常に期待をしているところでございます。サプライチェーン及びメンテナンスに関係する現地法人の設立や、地元企業の活用など、関係3市町を中心に千葉県に新たな産業が生まれ、広がっていくことを期待しております。

本市においては、人口減少により過疎に指定されている地域もありますが、洋上風力発電関連産業の進出により、様々な地域課題解決の一助となるような地域振興が起こりますことを期待するとともに、市としてもいかにして歩調を合わせていけるか、しっかりと検討していければと考えております。

国及び県におかれましても、地域振興に対しまして御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私からは以上となります。今後ともどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、横芝光町、小川様、お願いいたします。

○横芝光町

横芝光町です。

当町は、このたびの千葉県九十九里沖区域の北端に位置しており、区域に面する部分は少ない地域であると認識しております。しかしながら、当町と密接な関係を持つ九十九里漁協さんや海匠漁協さんとの漁業共生策については、漁場の環境変化に不安を持つ漁業者もいらっしゃると思われますので、十分に御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

また、洋上風力発電は地域経済への波及効果が高いと言われておりますが、地元人材の活用を通じた雇用創出につきましては、当町としても大きな期待を寄せております。加えて、当町においても、生産年齢人口の減少が引き続き懸念される状況であり、このような背景を踏まえ、地元での就労の選択肢を広げるような新たな関連産業の創出にも期待しております。

さらに、洋上風車完成後には、九十九里地域の観光資源としての活用が進み、経済効果を通じた地域のさらなる活性化が図られることにも期待しております。当町は、成田空港に近いという地域的特性も有していることから、洋上風車を活用した観光との結びつきを御検討いただき、相乗効果が高まるような取組を御提案いただければ幸いです。

以上でございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

次は、日本内航海運組合総連合会の逸見様でございます。先ほど資料を使って御説明いただきましたが、追加することは何かございますか。

○日本内航海運組合総連合会

日本内航海運組合総連合会の逸見と申します。

弊会は、内航貨物船の事業者団体となりますが、海洋再生可能エネルギー発電の整備に関し、日本のエネルギー供給の将来を担う重要案件と理解をしております。

一方、再エネ海域利用法に基づく着床式洋上風力発電の検討区域においては、船舶の航行帯と重複している海域もあり、海難事故等の増加とならないよう共存に向けた丁寧な検討を要望いたします。よろしくお願いいたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、千葉県の間様、お願いいたします。

○千葉県（事務局）

千葉県商工労働部長の間でございます。

まず、初めに、本日こうして協議会を開催できたのは、ひとえに地元漁業協同組合の皆様や、そして地元自治体の皆様をはじめとする地域の皆様の御協力があったのものと考えております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

まず、何点か県の考え方をお話させていただければと思います。

まず、漁業調整に関してでございますが、九十九里沖の海域は、先ほどもお話が出ていましたが離岸距離約10キロの一般海域であるため、協議会に参加する漁業協同組合の数も多くなっております。事業者においては、地元漁業に支障を来さないよう御配慮いただくとともに、漁業共生の取組を地域と一緒に進めていただきたいと考えております。

また、県としては、九十九里沖の洋上風力発電事業を進めるに当たりましては、地域の意見を丁寧に聞いていきたいと考えております。

次に、産業振興の観点からでございますが、洋上風力発電の導入については、カーボンニュートラルの実現に加えて、送変電設備等の工事の受注や関連産業への参入による産業振興、そして風車を活用した観光振興など、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。このため、事業者においては、可能な限り県内企業を活用していただき、多くの県内企業がサプライチェーンに参加できるように取り組んでいただければと考えているところでございます。

洋上風力発電事業については、皆様御承知のとおり、秋田県及び銚子沖の3海域で選定事業者が撤退に至りました。現在、国では公募制度の見直しを行っているところと認識しております。

こうした中、県としても、国や地元関係者等と連携しまして、九十九里沖の洋上風力発電の導入に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

水産庁の馬場様、お願いいたします。

○農林水産省

既に各関係委員からも御発言いただいておりますけれども、今回第1回の協議会開催までも千葉県をはじめとする関係自治体、それから関係する漁協を中心に検討を長年にわたり積み重ねてこられたというふうに承知しています。引き続き、関係する漁業者の方々の意見を丁寧に酌み取っていただいて、それがこの協議会の議論の場に反映されるような形で進めていきたいなと考えております。

そして、漁業との協調、共生策等について、十分な議論が行われて、関係する漁業者の皆さんの懸念が払拭されるようにこの案件を進めていけたらなと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

では、日本エネルギー経済研究所、工藤様、お願いいたします。

○日本エネルギー経済研究所

どうもありがとうございます。私自身、いくつかの協議会に参加させていただいて、時系列に議論の展開というのを理解しているんですが、今回一番変わったなと思うのは、資料のボリュームが非常に多くなったということです。これは、他の海域での協議会の経験値、実績みたいなものが、いろいろな意味で積み上がってきているということです。

そこのところも含めて、漁業関係の方々、何人かから出ていますけれども、事業者の方としっかりとコミュニケーションを取って、持続的な事業と共存共栄というものを図っていくと。もちろんその中には、漁業影響評価みたいなこともしっかりと行って、双方というよりは、今千葉県の方もおっしゃられたとおり、地元の企業、産業というもの、自然もございますので、そういったものが継続的に続いていくような絵姿をどう今後実現していくかということが多分将来的な目的になると。そういう意味で、協議会意見というのは、まさにそういったことの実現に向けた地元としてのメッセージにほかならないということなんです。ですから、定型的に見て、他の海域等が出てきているこれは共通だというのは素直に引き受ければいいのですが、やはり九十九里という地域の特性に応じたメッセージは一体何なのかということをぜひこの協議会の場で議論して、文章の中に織り込んで、そのメッセージがしっかりと入札を行う企業の方々に伝わるような内容になるといいと思っております。

特にユニークだと思っているのは、先ほど坂本構成員もおっしゃったとおり、銚子沖があって、そしてすぐ下に九十九里があるという、このパターンが多分これからいろいろ出てくるのだと思います。この部分は、新しいチャレンジになるかと思えます。そういった他の近接する海域との間での連携等を図ることによって、よりウィン・ウィンといいますか、事業性も含めた地元にとっての共存共栄につながっていくようなアイデアをぜひ出して、そういった具体的な連携を視野に入れたような意見というものが今後議論されるといいのかなというように感じました。

最後に、そうは言いますが、やはりこの制度そのものは色々な方々の協力なり支援なり、そして負担によって成り立っているということです。基本的には、国民負担というものが含まれて、地元のいろいろな御理解、御協力を得て進めていくものだということです。ですので、中身を具体的に考える際には、毎回繰り返しているのですけれども、公平で公正でしっかりと透明性を持った枠組みをつくっていくということが、これは何度も何度も耳にたこができるほど出てくるかもしれないのですが、非常に大事な原則でございますので、ぜひそういった視点も含めてより建設的な議論がここで進められればというふうに感じました。

以上でございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、海洋エネルギー漁業共生センター、渋谷様、お願いいたします。

○海洋エネルギー漁業共生センター

私のほうから、漁業共生と地域の共生という視点から、九十九里沖の洋上風力事業の期待と進め方を少し述べさせていただきたいなと思っています。

まず、最初に、九十九里沖は、今工藤さんからもお話があったように、この絵にあるように上に銚子があって、真ん中に九十九里があって、その下にいすみがあるという、非常に面白いと言ったら語弊があるんですけども、特徴のある海域になっております。ここが、まず漁業共生を考える上でも、それから海岸線がすごく長い九十九里浜という、日本でも一番長い海岸線を持っているという非常に特殊な海域になろうかと思えます。この沖合に洋上風力を建てるにはどうしたらいいのかと、どんなふうにやっていったらいいんだろうかということはずごく大事になってくるんじゃないかなと思っています。

その海域を、今4つの漁業組合さんがいろいろ共同で使われていて、今お聞きすると、4海域を使っている九十九里さんをはじめ、夷隅さん、海匝さん、銚子さんも非常に好意的に、日本国内でもまれに見るいい形で合意をしているという海域ではないかなと。それだけに、いろんな期待を持っているんじゃないかなと思っています。

一つは、漁業影響調査もすごく大事だという話も出ていました。それから、さっき松山下町長からも、同時に漁業との共存共栄というところをしっかりとやってもらいたいという話が出ていましたので、その点について言うと、まず九十九里漁協さんをはじめ、地域の方々が洋上風力事業をすごく前向きに考えていらっしゃるということはずごく大きいと思います。これはすごく大きくて、その海域の漁業組合さん、それから漁業者さん、地域の方が前向きに取り組んでいるというのは事業をよりよい形にしていくというのを、私も今までいろんなところを見させてもらったり、やらせてもらって、その経験はずごく大きいじゃないかなと思っています。

同時に、そういう前向きな姿勢が、もしかしたら九十九里のちょうど中央にある洋上風力の海域を、恐らく、やり方によってはと言ったら語弊があるんだけど、やらなきゃいけないのは、よりよい大漁場にするという使命もあるんじゃないかと。そういう視点から、そこから、じゃ、ここをどうしようかという考え方を持っていたほうが私はすごく前向きでポジティブな結果が出やすいと思っています。

同時に、長崎県の五島もそうだったんですけど、沖合4キロ、5キロですが、私どもは沿岸部の藻場の造成もやりました。全然関係ないじゃないかというふうに思われますけど、実は海域全体として見るとしたら、沖合の洋上風力海域の漁業共生策をつくと同時に、沿岸部も、九十九里なんかは特に砂浜の砂がなくなっていくとか、それからハマグリというすごく重要な産業があるので、その辺をどう洋上風力の漁業共生として絡めていくかということもすごく大事になってくるかなと思っています。

具体的には、先ほど話も出ていましたけれども、海域の現状実態、それから地域の現状実態を本当に繊細に見るということがとても大事になると思います。そこを抜きにして共生策というのはなかなかいいように出てこないと私は思っていますので、ぜひ海域の実態、地域の実態調査を本当に繊細にできるような仕組みになっていただければいいかなと思っています。

それから、もう一つ、ずっと出ていますが、やっぱり地域の方とか漁業者さんと一緒になってやる、そういうやり方がすごく大事になるかなと思っています。そうしたら、すごくいろんなものが前に進んでいくかなというふうに思っていますので、九十九里沖に関しては、それから沿岸部に関しては本当に期待の持てる、やり方によってはすごい洋上風力事業になるかなと思っています。

私からは以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

では、最後になりましたけれども、本協議会の副座長をお願いしました海洋産業研究・振興協会、塩原様、お願いいたします。

○海洋産業研究・振興協会

ありがとうございます。今後協議会意見が取りまとめられていく中で、九十九里地域の将来像が他地域の事例のようにまとめられていくと思いますが、そのときに、地域の声、それから漁業者の声を聞いて、たたき台をつくっていただいき、この場で議論していきたいと思っております。

その際に、先行している銚子の事例、銚子の漁業共生策なんかは非常に参考になるじゃないかなと思っておりますし、場合によってはシナジー効果というか、両方ともにいい影

響を与えるような共生策というのも考えられるんじゃないかなと思っていますので、そういう将来像を取りまとめられればいいかなと思っています。

それから、九十九里の組合長さんがさっきおっしゃいましたけど、CCSもやられるということで、なかなか2050年のカーボンニュートラルに向けては、洋上風力もそうですが、CCSもやはり重要になってくると思います。それを両方やる地域というのは恐らく日本で初めてになってくるので、そこもぜひ注目していきたいかなと思っています。

以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

構成員の皆様からの御意見、コメントをお伺いしました。

ほかに、オブザーバーの方を含めて、御意見、御質問のある方がいらっしゃいましたら挙手をいただく、もしくはチャット機能等で御発言を御希望していただくということで、御意見のおありの方は合図をお願いいたします。チャットで手を挙げた方は、事務局のほうでお知らせください。いかがでしょうか。後ろが見えませんが、見えたらよろしくお願ひします。

ウェブ参加の方はいかがでしょうか。上がっていませんね。大丈夫ですね。

ないようですので、次に、今までいただいた御意見等に関しまして、事務局のほうから回答をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

皆様、ありがとうございます。私以外にも、国交省さんですとか千葉県庁さんもいらっしゃるのですが、適宜補足いただければと思いますけれども、まず私のほうから失礼させていただきます。

まず、改めてになりますけれども、特に地元の漁業関係者の皆様ですとか、実際に皆様、本日に至るまで大変な御協力、御尽力をいただいていたことに関してまずもって心よりのお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

その上で、今日この場で、特に漁業関係者の皆様方から漁業の共生に関する御意見を多々いただきました。私、前職を含めまして、今の風力室という業務においても、いろいろな全国の海域を見させていただいてございますけれども、やはり温暖化の影響で魚種がかわ

ったりとか、漁獲高が減少しているとか、ないしは少子高齢化の影響もあるんですが、なかなか漁業の担い手が不足しているとか、様々な状況を伺っております。そうした中で、洋上風力を受け入れてくださるといふ、そういった地元の皆様には、しっかり漁業と共存共栄できる洋上風力、これが原則というか、極めて重要であると改めて思った次第でございます。

その上で、漁業との共生といってもいろいろな観点があるわけでございますけれども、例えば漁業とバッティングしない、御迷惑をおかけしないという観点で、洋上風力を設置してはいけないエリアですとか、もしくは工事を実施してはいけない期間ですとか、こういったものもしっかり伺う必要があるだろうとも思います。

ほかの観点ですと、漁業環境への影響、もっと申し上げれば水産物、魚への影響、こういったところにつきましても、次回以降でぜひ専門家の皆様のほうから関連で御説明をいただくような機会とかをつくれればいなと思っておりますし、構成員の皆様でも、水産庁さんですとか、海産研の皆さんですとか、渋谷さんですとか、いろいろな知見をお持ちの方もいらっしゃいますので、ぜひ御意見をいただきたいと思っております。

また、漁業の共生のところですと、もう一つ、漁業の振興策、こちらについても御要望をいただいております。ほかの海域でも、例えば流通販売の促進支援ですとか、あとは稚魚の放流ですとか、こういったいろいろな他海域の事例もございますので、本日はキックオフでございますけれども、今後地元の漁業者の皆様とよく御相談をさせていただきたいと思っております。

あとは、特に自治体の皆様、例えば九十九里町の浅岡町長とかから、生活環境、水産物以外の鳥類等、生物多様性への影響ですとか、景観への影響、こういったものも御指摘をいただきました。環境アセスメントをやっている環境省とかともよく連携をして、そこら辺の御懸念も少しでも和らげていければと思っております。

あとは、山武市の松下町長ですとか横芝光町の方から、地域経済への影響、こちらについても、地元企業の活用ですとか、他海域での例がいろいろございますので、そういった例をお示ししながら、皆様に御納得いただけるような地域共生策をよく御相談させていただきたいと思っております。

最後に、海産研の塩原さんですとか、あと最初の九十九里漁協の小栗山さんからCCSとの関係も御指摘いただきました。本日もオブザーバーとして参加しておりますけれども、CCSの所管課も同じ庁内の課でございますので、フロアは1つだけ違いますが、同じ建

物にありますので、その辺り、当然ながらですけれどもしっかりと連携をして、変なバッティングというか、お互いに支障が出ないような形でうまくやっていきたいと思っております。

私からは一旦以上になります。

○国土交通省（事務局）

国交省の港湾局でございます。本日は、第1回目の協議会ということで、これまで、先ほども10年来検討されているというお話もありましたが、長い間御検討されて今回この場にできて、非常に皆様の御尽力に敬意を表させていただきたいと思っております。

本日は、皆さんの意見をお聞きいたしました。その中で、国交省として内航総連の逸見様のほうから資料も頂きまして、航行船舶のことで御意見をいただきました。ありがとうございます。

お話では、総トン数499トン以下の小型船舶の航行について、もう少し内陸のほうに走っているとか、そういった実態を御紹介いただきました。船舶の安全な航行に支障を生じさせないようにということで、資料のほうにも記載をされているところです。

また、丁寧な検討を行っていただきたいということでございました。そういう点に関して、今後、我々関係者と意見交換をさせていただきながら、実態も踏まえながら調整をさせていただきたいなと現時点では考えているところでございます。

また、九十九里の浅岡町長のほうからも、漁船の視認性のことも御意見をいただいたと思っております。他の海域の検討事例もございます。引き続き調整させていただきたいと考えているところでございます。

以上、国交省でございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

ほかに、今の回答に付け加えることはございませんか。

では、議事が一応終わりましたので、最後に御意見、御質問等がありましたらお受けしたいと思います。どなたかございますか。

では、ないようですので、本日は貴重な御質問、御意見を賜り誠にありがとうございました。

事務局におきましては、本日の議論を踏まえて、次回以降に向けて御準備をいただける
と思います。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思います。本日は、御多忙の
ころ、御熱心に御討議いただきましてありがとうございました。

— 了 —